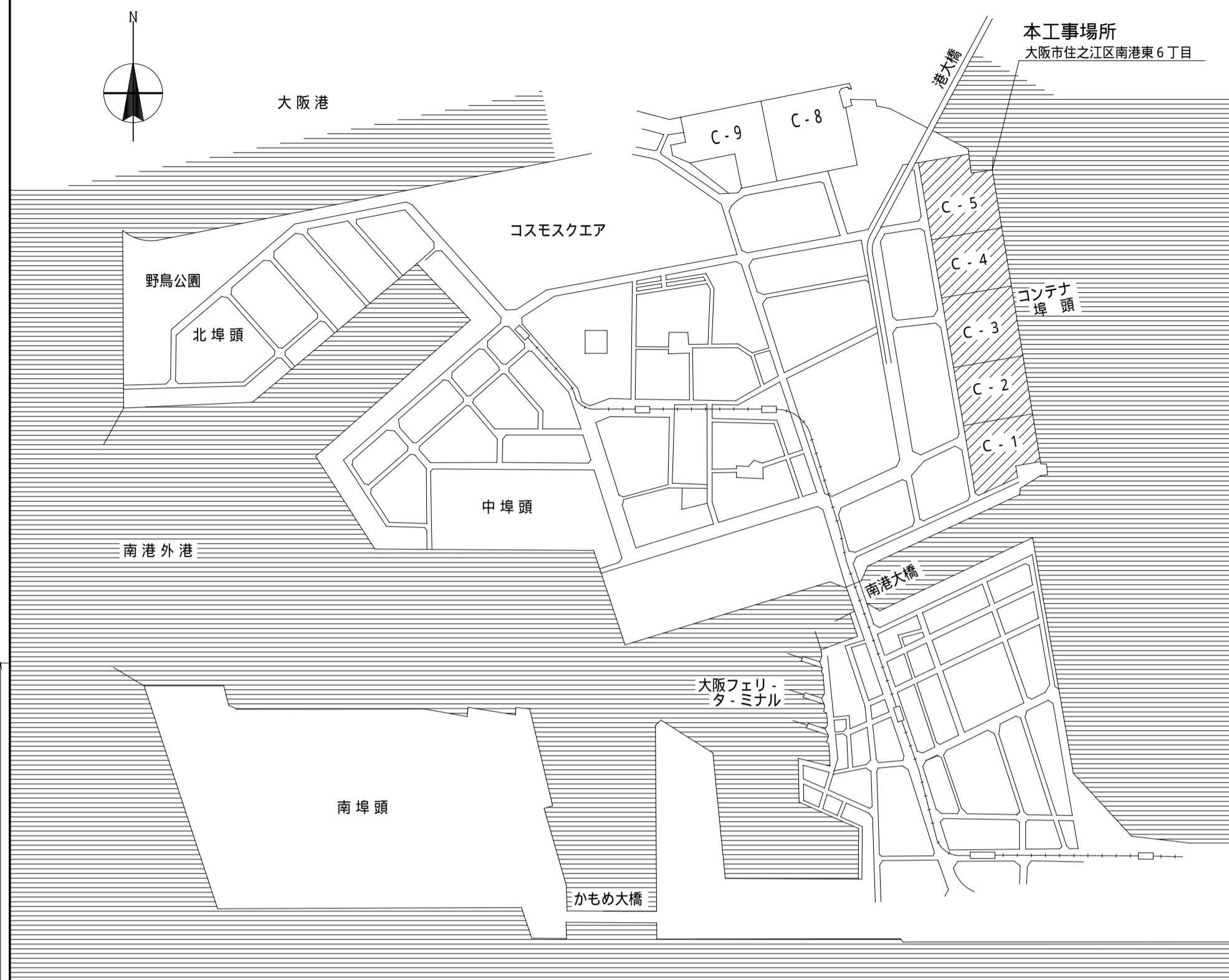
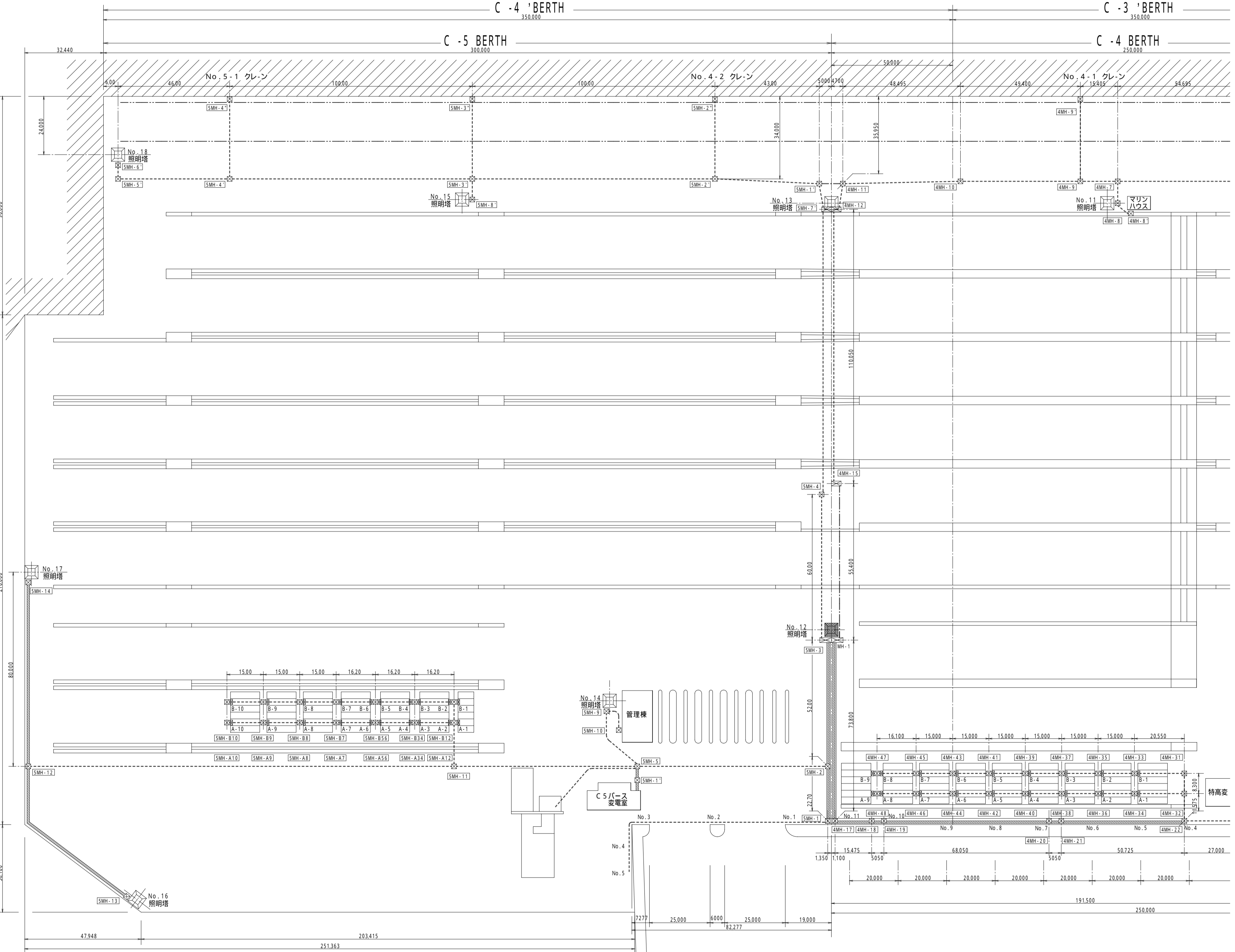
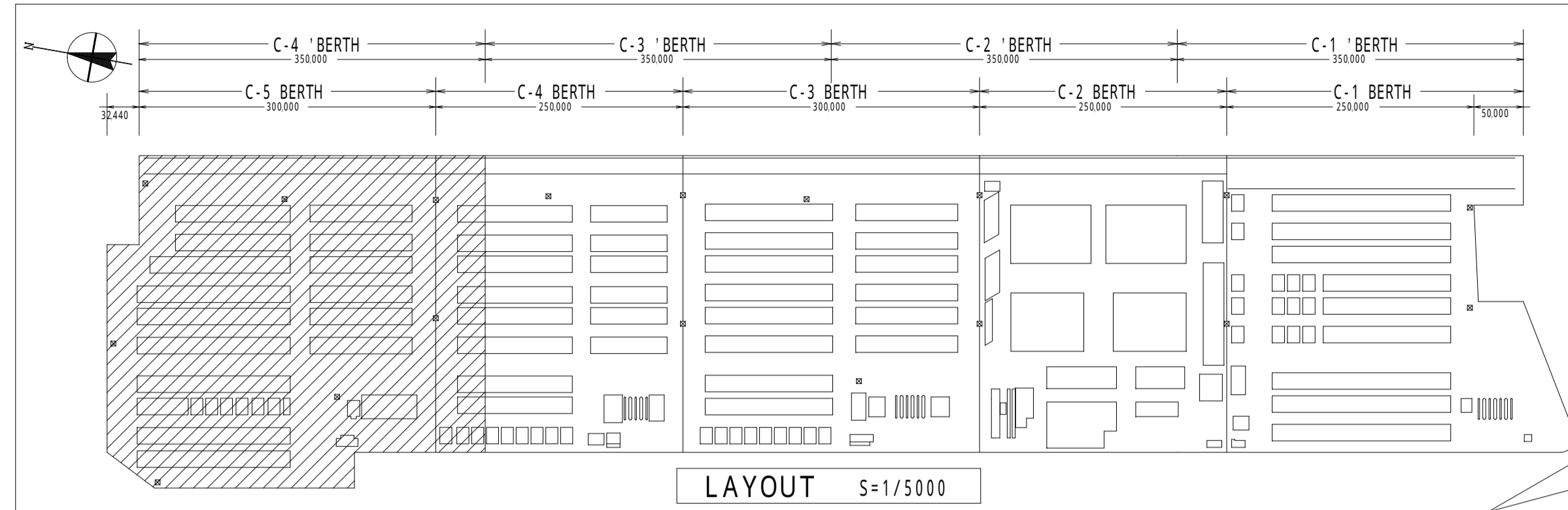


記号凡例

記号	名	備考
☐	照明塔	
○	外灯	
⊗	リ・ファ・コンセント	
⊠	マンホール	別途土木工事施工
---	地中管路(新設, 既設部増設)	別途土木工事施工
---	地中管路(既設)	
▨	オープンビット(既設)	



3 特記仕様書

工事名称	大阪港コンテナC-1~C-5バス改修工事のうちC-4'バス照明塔設備工事	
工事場所	大阪市住之江区南東6丁目	
工事期間	請負契約締結の日より平成 年 月 日迄	
工事項目	1. 照明鉄塔移設工事 既設No. 12照明鉄塔の移設工事および既設照明塔分電盤、安定器架台の移設工事とする。 2. 照明器具取付工事 回路変更に伴う配管配線工事および既設No. 1, 2, 13, 14, 15, 16, 17, 18照明塔、照明器具の照射角度調整工事とする。	
一般事項	(1) 施工基準 本工事は、設計図によるほか建設大臣官房官庁管理課「電気設備工事共通仕様書」(平成3年度版)、大阪市港湾局監修「電気設備工事共通仕様書」(平成5年6月第3版)、電気設備技術基準、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、条例等の諸官公定規定に基づき、並びに係員の指示により適正確実に施工するものとする。 (2) 諸手続き 本工事に要する関係官公庁社への手続き、関係書類の作成は、遅滞なく行うこと。またこれに必要な費用はすべて請負者の負担とする。 (3) 施工詳細 本工事は、特記仕様書および添付図面に示す範囲において、明記なき部分でも技術上、施工上、本工事完工上、当然必要と認められる工事は、係員の指示に従い真摯に施工するものとする。また設計図は大意を示すものであり工事着手前に工事施行図を作成して、係員の承認を得たあと施工する。 (4) 使用材料 本工事に使用する諸材料および製作品は、特記なき限り諸取揃規則、JIS規格のあるものはそれぞれの規格に合格した品質優良な新品とし見本品または製作詳細図を提出し、係員の承認を得たあと正式に発注する。 (5) 工事管理 請負者は、本工事に際する下記の管理を行う。 (A) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連規則に従い工事現場の管理を行い、工事場内の労働者、その他の出入りの監督、風紀衛生の確保およびその他の事故防止についても十分な注意と処置を行う。 (B) 工事場内においては、常に諸機械その他の整備、整理整頓および場内の清掃を行う。 (6) 完成引渡 (A) 工事完成のうえは、全設備の試験および検査を受け官公庁社の基準に合格するとともに許可書、検査および試験結果表を添えて引き渡しを行う。 (B) 各種機器には、その製造社名、製造年月日、機器製造番号等の標識を設け、別にその機器の使用法、注意事項等の取り扱い説明書を出す。 (7) 工事保証 本工事請負者は、工事完成後も工事の不完全、納入品の欠陥等に起因する故障等については、二年の間保証の責に任じ、無償にて修理または良品と取り替えるものとする。 (8) 完工に伴う提出物 各種試験結果成績表 ..... 5部 記録写真 ..... 1部 竣工図(A4判金文字製本) ..... 5部 機器承認書、取扱説明書 ..... 5部 竣工図(A3判背張り製本) ..... 2部 保守用具、予備品 ..... 1式 竣工図のマイクロフィルムおよびA3判第2原図 ..... 各1部	
特記事項	(1) 空配管には、導入線(1.6mmピニル被覆鉄線)を挿入する。 (2) 既設撤去品は、係員の指示に従い請負者が責任をもって処分する。 (3) 露出部分には、指定色2回塗装を行う。 (4) 耐震措置を考慮するものは、建築設備の耐震設計、施工指針により施工する。 (5) 本設計図の照明塔番号、照明塔分電盤記号等は、すべて既存の番号、記号を示してあるので、竣工後に新しい番号、記号を係員の指示に従い、機器および工事施行図、竣工図面に反映させるものとする。	

C-4' 照明塔

SHOWASEK/IEI 株式会社 昭和設計	建築設備士 山本 宏 登録番号 0100-1068PU	大阪港コンテナC-1~C-5バス改修工事 照明塔設備工事(C-4'バス) 特記仕様書, 付近見取図, 配置図	No. --- DEPT. ---
	11-1 WP-E3/ ACP-2 BW-2 CV-3		